**携帯電話等の貸与に関する契約書（約束書）**

保護者氏名（以下「甲」） と こども氏名（以下「乙」）は甲が貸与する携帯電話等（以下「端末」）の利用等について、以下の通り約束する。

第1条（目的）

1．利用する端末は、甲が契約をし、乙に貸与しているものであることを忘れず、乙は本契約を誠実に守り、大切に利用してください。

2．端末の利用を通じて、「個人情報の保護方法」「携帯電話等の端末機器との関わり方」「相手に対するものの伝え方」ならびに「社会的マナー」を学ぶことを乙に期待します。

第2条（基本事項）

1．利用時間は、X時00分からX時00分までとします。ただし、別途必要に応じて1日あたりの総利用可能時間数、またはアプリごとの利用可能時間数を設定することがあります。

2．家中での利用場所は、原則としてリビングのみとし、自室に持ち込むことは禁じます。

3．食事中、トイレならびに入浴中の利用は禁じます。

4．就寝時および利用していないときは、リビングの定められた場所に置いておいてください。

5．乙は、甲から着信等があった場合には必ず応答してください。

6．端末利用中に、周囲の人から問いかけがあった場合は、必ず一旦手を止め、顔を上げて対応するようにしてください。

7．外出時に携帯することは認めますが、その際は、社会的ルールや公共での利用マナーを確実に守って利用してください。

8．学校へ持ち込む場合は、学校のルールを確実に守って利用してください。

9．端末のIDやパスワードの設定および管理は、甲がおこなうものとします。新規取得や変更の必要が生じた場合には、乙は自己の判断で設定等をおこなわず、必ず甲に申し出てください。

第3条（インターネットの利用）

1．インターネット上には、有益な情報だけでなく、恐ろしい動画や詐欺や犯罪に繋がる情報等も数多く存在します。自分自身が辛い目に遭わないよう、また、犯罪に巻き込まれることのないよう、細心の注意を払いながら閲覧利用するようにしてください。

2．インターネット上の情報は、すべてが正しいとは限りません。調べ物をするときは、インターネットに頼りすぎず、信頼できる大人や図書館、辞書、書籍等を積極的に活用するようにしてください。

3．悪質なサイト等に接続してしまった等、困った事象が生じた場合は、勝手に対処せず早急に甲に相談し、判断を仰いでください。

第4条（アプリ等の利用）

1．利用を希望するアプリやLINEスタンプ等があるときは、有料無料にかかわらず、甲の承認を得るものとし、無断でのダウンロードを禁じます。

2．LINE以外の一切のSNSサービス（Twitter/Facebook/Instagram/TikTok等）の利用登録を禁じます。

3．位置情報や個人情報を取得する旨の許可依頼等については、みだりに許可をしないこと。対処に悩んだときは、速やかに甲に相談してください。

4．学習上必要な場合を除き、アプリ内の課金には一切応じません。

5．YouTubeは、原則としてリビングに設置しているテレビで閲覧することとします。

第5条（LINEの利用）

1．甲は、乙が快適に利用できるように設定をおこないます。甲の許可を得ることなく、設定を変更することを禁じます。

2．プロフィール画面等には、個人や住まいが特定できる写真や情報を載せないこと。また、ストーリーやタイムラインの利用も控えるようにしてください。

3．家族および友人間でのLINE利用は認めますが、直接お互いに携帯端末を持ち寄り交換する相手以外の人を登録することは禁じます。

4．前項にかかわらず、グループラインの利用は原則として認めません。ただし、やむを得ない事由等があり、事前に甲の承認を得た場合はこの限りではありません。

5．動画やインターネットサイトのリンクを送信することを禁じます。ただし、やむを得ない事由等があり、事前に甲の承認を得た場合はこの限りではありません。

6．悪口、個人情報の公開、人を不快にさせること、および不特定多数の人に公開されて問題となるような内容を送信することを禁じます。

7．メッセージを送信する際は、次の各号に掲げる事項を肝に銘じ、よく考えてメッセージを作成し、送信前に必ず読み返すなど、慎重な行動を心掛けてください。また、話がこじれてきてしまった場合には、LINE上でのやりとりを中止し、直接話し合うようにしてください。

1. 一度送信した内容は取り消すことができない
2. 意図せず、送信した内容が第三者に拡散される可能性がある
3. 直接会話している分にはたいした内容でなくても、文字だけのやり取りの場合には、受け手の心身状況等によりネガティブに捉えられてしまいがちである

8．オープンチャットの利用は禁じます。その他、原則として登録した相手とのメッセージのやり取り以外の機能全般について、その利用を禁じます。利用したい機能が生じた場合には、事前に甲の承認を得てください。

9．前各項の規定は、LINE以外の手段を用いてメッセージ等のやり取りをおこなうときの取り扱いについて準用します。

第6条（利用料金）

1．乙に貸与する端末の基本料金および利用承認済のサービス料金は、甲の負担とします。

2．あらかじめ設定された通信量を超えた分の通信料金は、乙の負担とします。

3．やむを得ない事由を除き、破損等にともなう修理費用は、乙の負担とします。

4．その他過剰に発生した費用の負担については、都度甲乙協議の上、対応を決定します。

第7条（利用状況の確認）

1．甲は、乙に貸与している端末の利用状況、その他一切の情報をいつでも確認することができます。

2．乙は、甲から利用状況の確認を受けた際は、誠実に対応し、すべて真実を答えることを約束してください。

3．甲は、１項の実施にあたっては、乙のプライバシーを最大限尊重します。

第8条（罰則）

１．以下の各号に該当したときは、罰則を与えます。

1. 本契約に反する行為をおこなったとき
2. 利用状況の確認等につき、虚偽の報告をしていたことが明らかとなったとき
3. フィルタリング機能設定を解除する等の行為をおこなったとき
4. 生活態度が悪く、度重なる注意を受けてもなお改悛の跡がないとき
5. 学業に支障をきたしたとき
6. 端末に対して過度の依存性が認められたとき
7. その他前各号に準ずる程度の行為があったとき

第9条（罰則の種類）

１．前条各号に該当したときは、その情状に応じて次のいずれかの罰則を与えます。

1. 端末または該当のアプリ１週間～１か月の利用停止
2. 利用可能限度時間の削減
3. 端末または該当アプリの無期限利用停止

第10条（雑則）

1．気をつけていてもさまざまなトラブルが発生することが予想されます。端末の利用に際し、困ったことなどが起きたときは、一人で悩まず速やかに甲に相談してください。

2．この契約書（約束書）に記載のない事象が起きたときは、都度甲が対応策を提示し、原則として乙にはそれに従ってもらうものとします。

3．前項により甲が提示する対応策は、合理的な理由なく乙に著しく不利益なものとならないよう配慮します。

4．甲は、状況に応じて一時的に乙にとってこの契約書（約束書）より有利な対応をとることがありますが、それをもってこの契約書（約束書）の内容自体が変更になるわけではありません。

第11条（有効期間）

1．この契約書（約束書）の有効期間は、XXXX年X月X日から1年間とします。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲、乙いずれからも内容の見直しについて申し出がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とします。

2．前項にかかわらず、甲はいつでも本契約を解除することができます。

年　　月　　　日

甲

乙

この契約書は甲乙双方がいつでも自由に閲覧できる場所に保管するものとします。